

## 台湾における野生動物の狂犬病の発生に伴う 狂犬病予防体制の強化等について

平成25年7月17日付け事務連絡をもって、厚生労働省健康局結核感染症課から7月16日付けで台湾行政院農業委員会より野生動物（イタチアナグマ）において狂犬病の発生を確認した旨の公表を受け、同省では厚生労働大臣が指定する地域から同国を削除する予定であること、また農林水産省ではプレスリリースを行い、狂犬病予防法に基づく犬等の輸入検疫に関し、同国を本病の非清浄地域として扱うことについて、本会関係者への周知依頼の通知があり、これに対して平成25年7月17日付け25日獣発第119号をもって、全国地方獣医師会あてその旨情報提供を行う（別記1）とともに、追って7月24日付け25日獣発第125号をもって、この機に本病予防の重要性に関する一般への普及啓発の強化とともに、特に小動物診療施設における、今春の予防注射未接種犬の飼い主に対する接種の呼びかけ等、予防注射率の向上推進に関する関係者への周知について、全国地方獣医師会あて協力を依頼した（別記2）ので、ここに紹介する。

### 別記1

25日獣発第119号  
平成25年7月17日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

### 台湾における野生動物の狂犬病の発生について

このことについて、平成25年7月17日付け事務連絡をもって、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり通知があったので、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、7月16日付けで台湾行政院農業委員会より野生動物（イタチアナグマ）において狂犬病の発生を確認した旨の公表があったことから、①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年厚生省令第99号）に基づく動物の輸入届出制度において、狂犬病が発生していないとして厚生労働大臣が指定する地域から台湾を削除する予定であること、②狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく台湾から輸入される犬等（犬、猫、アライグマ、きつね及びスカンク）の検疫の取扱いに関し、本日付けで別添のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課ではプレスリリースを行い、台湾を狂犬病の非清浄地域として扱うので、今後、台湾から犬等を輸入する場合は、非清浄地域からの輸入条件を参照し、狂犬病の予防接種や血液検査等を行う必要があること等について、各都道府県、保健所設置市及び特別区の狂犬病予防担当課宛てに情報提供したので、本会会員に周知方協力を依頼されたものです。

事務連絡  
平成25年7月17日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

厚生労働省健康局  
結核感染症課

### 台湾における野生動物の狂犬病の発生について (情報提供)

標記について、今般、別添（写）のとおり、都道府県、保健所設置市及び特別区の狂犬病予防担当課あて情報提供したところです。

つきましては、本別添の内容についてご承知いただきとともに、貴会会員に対する周知方御協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

### 写

事務連絡  
平成25年7月17日

各（都道府県）  
（政令市）  
（特別区） 狂犬病予防担当課 御中

厚生労働省健康局  
結核感染症課

### 台湾における野生動物の狂犬病の発生について (第一報)

今般、7月16日付けで台湾行政院農業委員会より野生動物（イタチアナグマ）において狂犬病の発生を確認した旨の公表がありました。

これを受けて、感染症の予防及び感染症の患者に

対する医療に関する法律（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症法」という。）に基づく動物の輸入届出制度においては、狂犬病が発生していないとして厚生労働大臣が指定する地域から台湾を削除する予定です。なお、イタチアナグマについては、平成15年以降、感染症法に基づき、すべての国からの輸入を禁止しています。

また、狂犬病予防法（昭和25年法律247号）に基づく台湾から輸入される犬等（犬、猫、アライグマ、きつね及びスカンク）の検疫の取扱いに関し、本日付けで別添のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課よりプレスリリースがなされましたので、情報提供します。

今後、本件に関し、新しい情報が入りましたら、適時にお知らせします。

○厚生労働省ホームページ 狂犬病

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/>

### プレスリリース

平成25年7月17日  
農 林 水 産 省

#### 台湾における狂犬病の発生に伴う犬等の輸入検疫の取扱いについて

農林水産省は、本日（平成25年7月17日（水曜日））より、台湾を狂犬病の非清浄地域として取り扱います。

今後、台湾から犬等を輸入する場合は、非清浄地域からの輸入条件を参照し、狂犬病の予防接種や血液検査等を行う必要がありますので御承知おきください。

#### 経 緯

昨日（7月16日（火曜日））深夜、台湾行政院農業委員会は、野生のイタチアナグマに由来する検体（脳組織）を検査した結果、狂犬病であることを確定診断した旨を公表しました。

#### 対 応

農林水産省は、本日（平成25年7月17日（水曜日））より、台湾を狂犬病の非清浄地域として取り扱います。

今後、台湾から犬等を輸入する場合は、非清浄地域からの輸入条件を参照し、狂犬病の予防接種や血液検査等を行う必要がありますので御承知おきください。

（参考）動物検疫所ホームページ 非清浄地域（指定地域以外）からの輸入条件

・犬、猫の日本への輸入（指定地域以外）

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-other.html>

・きつね、あらいぐま、スカンクの輸入

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/fox.html>

過去6ヶ月以内に台湾から輸入された犬等を飼養されている方は、念のため、入国時から半年間は毎日の健康観察を行うよう御留意願います。

（参考）厚生労働省ホームページ狂犬病

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/>（外部リンク）

### 別記2

25日獣発第125号  
平成25年7月24日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏 内 勇 夫  
（公印及び契印の押印は省略）

#### 台湾における野生動物の狂犬病の発生に伴う狂犬病予防体制の強化について

台湾における野生動物の狂犬病発生については、平成25年7月17日付け25日獣発第119号をもって、全国地方獣医師会あてに情報提供したところです。

この度の狂犬病の発生を受けて、農林水産省においては、台湾を狂犬病の非清浄地域として扱うこととし、台湾から犬等を輸入する場合は、検疫措置を強化したところであり、この発生により、直ちにわが国への本病侵入のリスクが高まるということはないと考えます。

しかし、わが国と同様に狂犬病の清浄国に位置付けられていた台湾において、52年ぶりに本病が発生したという事実は重く認識すべきであり、わが国における狂犬病予防体制の一層の強化が求められます。

つきましては、この機会に本病予防の重要性に関する一般への普及啓発を強化するとともに、特に小動物診療施設においては、今春に狂犬病予防注射を接種していない犬の飼い主に対して確実に接種するよう呼びかけ、予防注射率の向上を図るよう、貴会関係会員に周知いただきたく、協力方お願いいたします。